



個人事業者の資格取得費の取扱いに関する検討

第 108 回 2023 年 6 月 2 日 (金)

発表者 金子 友裕

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<https://www.mjs.co.jp/seminar/sozeihanrei.html>

個人事業者の資格取得費の取扱いに関する検討

東洋大学 金子友裕

I はじめに

本件（大阪地裁令和元年 10 月 25 日判決税資 269 号順号 13330、大阪高裁令和 2 年 5 月 22 日判決訟月 66 卷 12 号 1991 頁）は、柔道整復師の免許取得の受験資格は所定の機関における一定の知識や技能の習得が義務付けられており、この受験資格を得るために専門学校に支払った入学金及び授業料が事業所得の必要経費に該当するかが争われた事案である。

近年、フリーランスへの取組み¹や副業・兼業の促進²が行われおり、個人の研鑽が重要とようになってきているように思われる。このような個人の働き方の変化の中で、個人の研修費や資格取得費の取扱いを考えることは重要であろう。

II 事案の概要

本件は、接骨院を開設して柔道整復等の業務を営む X が、柔道整復師法 12 条 1 項所定の柔道整復師養成施設である専門学校（以下「本件学校」という。）に通学し、その授業料等（以下「本件支払額」という。）を事業所得の必要経費に算入して平成 25 年分及び平成 26 年分（以下「本件各年分」という。）の所得税等の確定申告をしたところ、吹田税務署長から、本件支払額は所得税法 45 条 1 項 1 号所定の家事上の経費（以下「家事費」という。）に該当し、必要経費に算入されないとして、本件各年分の所得税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受けた事案である。

X（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者）は、平成 23 年 9 月から、大阪府吹田市において接骨院（以下「本件接骨院」という。）を開設し、柔道整復業及びカイロプラクティック並びに理学療法による整体業を営む個人であるが、本件接骨院の開設当時、免許を有していなかった。

X は、本件接骨院の開設当時、自らは免許を要しないカイロプラクティックを行う一方で、免許を有する乙を雇用して柔道整復を行わせていたが、乙が数箇月で退職したため、平成 24 年 4 月から、免許を有する丙を雇用して柔道整復を行わせていた。X は、丙が数年後に独立することが予想されたことから、本件接骨院の経営の安定及び事業拡大のため、自ら免許を取得することとし、平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月の間、柔道整復師法 12 条 1 項所定の都道府県知事の指定を受けた柔道整復師養成施設である A 専門学校（本件学校）の柔道整復師学科夜間部 3 年制課程を履修した。X は、本件学校に対し、学費等の納入金とし

¹ 例えば、令和 3 年 3 月 26 日に内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省が「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を公表している。また、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が令和 5 年 4 月 28 日に成立、5 月 12 日に公布されている。

² 例えば、厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成 30 年 1 月策定、令和 4 年 7 月最終改定）が公表されている。

て、①平成 25 年 4 月 11 日に 150 万 2500 円、②平成 26 年 3 月 24 日に 110 万 7500 円、③平成 27 年 4 月 1 日に 114 万 2500 円（前記①及び②の合計 261 万円が本件支払額である。）を支払った。

X は、平成 28 年 5 月 24 日、免許の交付を受け、同月以降、本件接骨院において、他の柔道整復師 1 名と共に柔道整復を行っている。

Ⅲ 争点

本件の争点は、次のとおりである³。なお、争点（1）及び（2）に関する被告の主張が認められた場合の税額算定過程等については、当事者間に争いがない。

- （1）本件支払額が必要経費に該当するか否か〔争点（1）〕
- （2）本件支払額が繰延資産として必要経費に算入されるか否か〔争点（2）〕

Ⅳ 大阪高裁の判断

1 争点（1）（本件支払額が必要経費に該当するか否か）について

（1）判断枠組み

ア 所得税法は、事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする旨を規定する（27 条 2 項）とともに、事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、①所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用（以下「前段の経費」という。）の額及び②販売費、一般管理費その他所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。以下「後段の経費」という。）の額とする旨を規定している（37 条 1 項）。その一方で、同法は、家事費については、事業所得の金額の計算上必要経費に算入しないものとし（45 条 1 項 1 号）、家事関連費、具体的には、店舗兼住宅に係る地代等のように、家事費としての性格のみならず、事業所得を生ずべき業務に関連する費用としての性格をも有する経費については、①その主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費及び②青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係るもののうち、取引の記録等に基づいて事業所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額に相当する経費に限り、事業所得の金額の計算上必要経費に算入し、それ以外の経費は必要経費に算入しないものとしている（所得税法施行令 96 条）。これらの定めは、居住者（自然人）が、消費生活を持たず、事業上の行為とは別に私生活上の行為を觀念することができない法人とは異なり、私生活上の行為をも行う経済主体であることから、その支出の中には、事業所得を生ずべき業務のためのものだけでなく、一定の経費負担により得た所得を私生活上の消費のために支

³ 本件の争点は、他にも、理由附記の瑕疵の有無〔争点（3）〕、理由の追加の有無及び可否〔争点（4）〕があるが、本稿では議論の集約のため割愛する。

出する性格のものが混在するところ、純粹に私生活上の消費のために支出された家事費については、事業所得を生ずべき業務のための必要経費と観念することができないことから、一律に必要経費に算入することができないものとする一方で、家事関連費については、①その主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合には、当該部分に係る経費を必要経費に算入できるものとし、②青色申告者については、その主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であるかどうかを問うことなく、取引の記録等に基づいて事業所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分に係るものに限り必要経費に算入することができるものとして、公平な課税がされるように配慮したものと解するのが相当である。

イ ところで、本件支払額は、X が免許を取得するために本件学校に対して支払った学費等の納入金であって、X が本件各年分に行っていた事業により得る収入に直接対応する支出ではないため、事業による収入を得るため直接に要した費用（前段の経費）でないことは明らかであるから、本件支払額が所得を生ずべき業務について生じた費用（後段の経費）に該当するか否かを検討する必要がある。そして、①前記アに説示した所得税法の各規定の文言や趣旨に加え、②同法は、所得の種類ごとに所得金額の計算方法を定めており（23 条ないし 38 条等）、特定の支出がいずれかの種類の所得の必要経費に該当するかを検討する必要があること、③私的な消費活動は極めて多種多様であり、家事費等に該当するか否かを明確に区別する必要があること、に鑑みれば、ある費用が事業所得の金額の計算上、後段の経費に該当し、必要経費として控除されるためには、当該費用が、所得を生ずべき業務と関連し、かつ、その遂行上必要なものであることを要するものと解されるのであって、前記の業務との関連性及びその遂行上の必要性の有無については、（ア）当該業務の具体的な内容、性質等を前提として、（イ）事業者が当該費用を支出した目的、（ウ）当該支出が、当該業務に有益なものとして収入の維持又は増加をもたらす効果の有無及び程度等の諸事情を考慮して判断することが相当である。

ウ 以上の判断枠組みを前提として、本件支払額が後段の経費に該当するかについて検討する。

（2）本件についての検討

ア まず、X が行っていた業務の内容、性質等についてみると、柔道整復師法によれば、免許を有する柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行ってはならない（2 条 1 項、15 条）が、柔道整復を行う場所である施術所の開設については、都道府県知事への届出を要する（2 条 2 項、19 条）のみで、施術所を開設する者が免許を有することは要件とされていない。そして、X は、平成 25 年及び平成 26 年（以下「本件各年」という。）当時、本件接骨院において、自らは免許を有さずに柔道整復に該当しないカイロプラクティック等を行うとともに、柔道整復師を雇用して柔道整復を行わせるという形態の事業を営んでいたものである。

イ 次に、X が本件支払額を支出した目的についてみると、X は、本件接骨院の開設当時、

免許を有する乙や丙を雇用して柔道整復を行わせていたが、乙は数箇月で退職し、丙も数年後に独立することが予想されたことから、本件接骨院の経営の安定及び事業拡大のため、自ら免許を取得することとし、平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月の間、本件学校の柔道整復師学科夜間部 3 年制課程を履修し、学費等の納入金として本件支払額を支出している。

ウ さらに、本件支払額が、X の業務に有益なものとして収入の維持又は増加をもたらす効果の有無及び程度についてみると、免許を取得する試験を受けるには、3 年以上、柔道整復師養成施設等において、解剖学、生理学等の必要な知識及び技能を修得しなければならないこと（柔道整復師法 3 条、12 条 1 項）から、本件支払額は、X が免許を取得するために支出されたものであるところ、免許を取得した場合には、免許の取消処分又は業務の停止処分（同法 8 条 1 項）を受けない限り、期間の限定なく柔道整復を業として行うことができる。

そして、X は、本件各年当時、自らは免許を有さずに柔道整復に該当しないカイロプラクティック等を行うとともに、柔道整復師を雇用して柔道整復を行わせるという形態の事業を営んでいたところ（前記ア）、本件支払額は、X が 3 年制の課程を修了した後の平成 28 年以降に免許を取得して柔道整復を業として行うためのものであって、本件各年当時において、前記の形態の事業による収入の維持又は増加をもたらす効果を有するものではない。なお、X が、本件各年当時、自らカイロプラクティック等を行い、又は雇用していた柔道整復師の補助を行う際に、本件学校で修得した知識及び技能を用いることがあったとしても、本件支払額は、飽くまで試験の受験資格を得るための課程を修了するための支出であるから、その支出の効果が本件各年当時の X の業務にもたらす有益性は副次的かつ限定的なものにとどまるといわざるを得ない。

他方で、前記に説示した免許の性質に加え、本件支払額は、本件学校に対する学費等の納入金 261 万円（課程修了までの支払合計額は平成 27 年の納入金を合計した 375 万 2500 円）であって、相当程度高額であることも考慮すると、X は、柔道整復師養成施設である本件学校の課程を修了し、試験に合格して免許を得ることにより、生涯にわたって柔道整復を業として行い、収入を得ることができる業務独占資格を獲得したものであり、これによって本件接骨院を経営しながら他の居住者ないし法人と雇用契約を締結して給与収入を得ることなどができるほか、今後本件接骨院の経営を廃止することなどがあったとしても、期間の限定なく、他の居住者ないし法人と雇用契約を締結して給与収入を得ることなどができる地位を得たものと考えられ、本件支払額は、当該地位を得るための対価として支出されたものという側面が濃厚であるといわざるを得ない。また、控訴人が、本件支払額を支出した結果、平成 28 年以降に柔道整復師として柔道整復を業として行い、収入を維持又は増加させたとしても、他方で控訴人は、本件接骨院に係る業務とは別に上記説示のとおり地位を得たものであるから、本件支払額が必要経費に算入されるためには、そのうち、本件接骨院に係る業務の遂行上必要である部分を明らかに区分することができること及びその金額、又は取引の記録等に基づいて本件接骨院に係る業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分があること及びその金額を明らかにする必要があるにもかかわらず、控訴人はい

ずれについても具体的な主張立証をしていない。

エ 前記ア～ウで説示した諸事情を総合考慮すれば、X は、本件各年当時、自らは免許を有さずに柔道整復に該当しないカイロプラクティック等を行うとともに、柔道整復師を雇用して柔道整復を行わせるという形態の事業を営んでいたところ、自らが免許を取得して柔道整復を行うことで本件接骨院の経営の安定及び事業拡大を図ることを目的として本件支払額を支出したものであるということが出来る。しかしながら、本件支払額は、本件各年当時において、前記の形態の事業による収入の維持又は増加をもたらす効果を有するものではなく、本件接骨院を営むために控訴人が免許を取得することが必須ではないことを考え合わせれば、本件支払額の全額を必要経費に算入することができるとは認められないし、本件支払額のうち必要経費に算入できる部分が特定されているともいえない。

オ 以上によれば、本件支払額は、本件各年分の所得について、所得税法 37 条 1 項所定の必要経費に該当するということとはできない。

(3) X の主張について

ア X は、本件支払額は、事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、必要経費に該当すると解することは、柔道整復師を雇用するために支出した紹介料等が必要経費に算入されることと比較しても合理的である旨を主張する。

しかしながら、X は、本件各年当時、自らは免許を有さずに柔道整復に該当しないカイロプラクティック等を行うとともに、柔道整復師を雇用して柔道整復を行わせるという形態の事業を営んでいたのであるから、柔道整復師を雇用するために支出した紹介料等は、前記の形態の事業による収入を維持又は拡大する効果を有するものとして必要経費に算入されることは明らかであるのに対し、本件支払額は、前記 (2) に説示したとおり、本件各年当時における X の業務に有益なものとして収入の維持又は増加をもたらす効果を有するものということとはできない。

したがって、X の前記主張は採用することができない。

イ X は、所得税法 57 条の 2 第 2 項 4 号によれば、給与所得において、人の資格を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものである場合には、一定の要件の下で、当該支出につき特定支出控除が認められることに照らせば、事業所得において、同様の支出を家事費に該当し、必要経費に該当しないものとするは不合理である旨を主張する。

そこで検討すると、給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされ（所得税法 28 条 2 項）、事業所得と異なり、実額の必要経費ではなく法定の概算額を控除するものとされている。このような概算控除を行う趣旨は、①給与所得者は、使用者の定めるところに従って役務を提供し、当該役務の対価として使用者から受ける給付をもってその収入とするところ、当該給付の額はあらかじめ定めるところによりおおむね一定額に確定しており、勤務に関連して費用を支出しても収入金額との関連性は間接的かつ不明確であり、家事費等との区別が困難であること等から、給与所得を得るため

の支出について概算額の控除を認めるとともに〔最高裁昭和 60 年 3 月 27 日大法廷判決・民集 39 卷 2 号 247 頁参照〕、②給与所得者は、専ら身一つで使用者の指揮命令に服して役務提供を行うことから、失業等の不安定性のほか、有形、無形の負担、拘束を余儀なくされ、その役務の提供による成果のいかんにかかわらず、その対価があらかじめ定められた給与の支給にとどまるといった給与所得者に特有の事情を考慮して、他の所得と比較して負担を調整するために特別の控除を認めたものと解される。

そして、所得税法 57 条の 2 による特定支出控除は、給与所得者が確定申告を通じて自らの所得税の課税標準及び税額を確定させることを可能とすることが、公平感の維持、納税意識の形成の上で重要であると考えられることから、勤務に伴う費用の実額控除と概算控除との選択制を導入することとし、前記①のとおり、勤務に関連して支出する費用については、収入金額との関連性が間接的かつ不明確であり、家事費等との区別が困難であること等から、控除対象となる特定支出の範囲を法定して実額控除ができることとしたものである。また、同条 2 項 4 号所定の「人の資格を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの」とは、従前、弁護士、公認会計士、税理士その他の業務独占資格を除いた人の資格について特定支出控除が認められていたところ、平成 24 年税制改正において、就労の多様化等に伴い、前記の業務独占資格を得ながら企業等で勤務する者も増加しているといった勤務形態の変化に対応するとともに、特定支出控除の適用件数が非常に少なく、その要因として給与所得の特定支出控除の対象となる支出の範囲が狭すぎるといった指摘があったことから、給与所得者の実額控除による確定申告の機会拡大を図る観点から、業務独占資格を含めた人の資格を取得するための支出を特定支出の範囲に含めたものである。

このように、給与所得においては、事業所得における必要経費とは異なり、勤務に関連して費用を支出しても収入金額との関連性が間接的かつ不明確であり、家事費等との区別が困難であることを前提に、控除対象となる特定支出の範囲を法定して実額控除を認めているところ、給与所得者の勤務形態の変化や確定申告の機会拡大を図るといった観点から、業務独占資格を含めた人の資格を取得するための支出について、所定の要件の下で特定支出として実額控除が認められているのであるから、給与所得において業務独占資格を含めた人の資格を取得するための支出が特定支出として控除されることをもって、事業所得において、当該支出が必要経費に該当するものということとはできない。

したがって、X の前記主張は採用することができない。

(4) 以上によれば、本件支払額が必要経費に該当すると認めることはできない。

2 争点 (2) (本件支払額が繰延資産として必要経費に算入されるか否か) について

(1) X は、柔道整復師という新たな事業を開始するために、本件学校に通学して知識や技能を習得したのであるから、本件支払額は、X が新たな技術のために特別に支出した費用であって、繰延資産のうち開業費又は開発費に該当するところ、学費を支出した年分に対応させて、平成 25 年分～平成 27 年分の所得税等の確定申告において必要経費の額に算入して

いるから、本件支払額は、繰延資産のうち開業費又は開発費に該当し、本件各年分の必要経費に算入される旨を主張する。

(2) そこで検討すると、所得税法 37 条 1 項は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額として、「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額」を規定しているから、同項は、償却費が同項の必要経費に該当することを前提としているものと解される。また、同法 50 条 1 項は、繰延資産につきその償却費として「37 条（必要経費）の規定により」その者の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする旨を規定するところ、前記 1 で説示したとおり、控訴人は柔道整復に係る業務独占資格を期間の限定なく獲得したものであり、繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間を具体的に特定することが困難である。

(3) 以上によれば、本件支払額が繰延資産として必要経費に算入されるということとはできない。

3 当事者の補充主張に対する判断

(1) X は、本件支払額は、自己の計算と危険において独立して接骨院を開設し、柔道整復業等を営む控訴人が、同事業を安定的に維持又は拡大する目的で自らも柔道整復の施術を行うために支出したものであり、弁護士が弁護士会の役員活動に関して支出した費用の一部を必要経費として認めた裁判例や、必要経費の意義に関し「事業遂行上直接間接に必要な諸費用に及び、その必要性も不可欠ないし適切なものに限らず有益なもの」も含むとの有力な解釈に照らせば、家事費等には該当せず、必要経費に算入されることが明らかであると主張する。

しかしながら、控訴人が指摘する裁判例は、弁護士でなければできない事務を独占する資格を有する弁護士の事業所得について、そのような資格を有する弁護士によって構成される弁護士会の役員活動に関する費用の一部を必要経費として認めたものであり、開設・運営に免許を必要としない施術所に係る事業を営む控訴人の事業所得が問題となっている本件訴訟とは事案が異なるというべきである。

また、所得税法及び同法施行令は、居住者が、消費生活を持たず、事業上の行為とは別に私生活上の行為を觀念することができない法人とは異なり、私生活上の行為をも行う経済主体であることから、その支出の中には、事業所得を生ずべき業務のためのものだけでなく、一定の経費負担により得た所得を私生活上の消費のために支出する性格のものが混在することを踏まえ、家事費については一律に必要経費に算入することができないものとし、家事関連費については、業務の遂行上必要であることが明確に認定できる部分の金額に限って必要経費に算入することができるものとして、事業所得とは異なる所得により私生活を営む居住者との間で公平な課税がされるように配慮したものと解するのが相当であり、業務の遂行上間接的に必要となる費用等を広く必要経費に算入することができるものと解する

ことはできない。

控訴人の上記主張は採用できない。

(2) X は、本件支払額は一般対応の必要経費（後段の経費）に該当するところ、一般対応の費用は、個々の事業年度において当該業務に有益なものとして収入の維持又は増加をもたらしたかどうかを問わずに、それが支出された年度の必要経費として控除されるべきであると主張する。

しかしながら、本件支払額を後段の経費として必要経費に算入することができるためには、本件支払額について、本件接骨院に係る業務の遂行上必要である部分を明らかに区分することができること及びその金額、又は取引の記録等に基づいて本件接骨院に係る業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分があること及びその金額を明らかにする必要があるところ、控訴人はいずれについても具体的な主張立証をしていないから、本件支払額の全額を必要経費に算入することができるとは認められないし、本件支払額のうち必要経費に算入できる部分が特定されているともいえない。したがって、X の上記主張は、その前提を欠くものであって失当である。

(3) X は、本件基本通達によれば本件支払額は必要経費に該当すると主張する。

しかしながら、本件基本通達は、給与所得の収入金額に係る通達であり、従業員が事業者の指示に基づいて参加した研修会等の費用について、その支給を受けた従業員に課税がされないことがないようにすべきことを明らかにしたものに基づき、自己がどのような事業活動を展開するかを自由な立場で決定することができる事業者自身のための研修等の費用を事業所得の計算上必要経費に算入することができるかどうかとは、別の問題というべきである。

控訴人の上記主張は採用できない。

(4) 控訴人は、本件支払額は、所得税法 50 条所定の繰延資産、具体的には、同法 2 条 1 項 20 号に基づく同法施行令 7 条 1 項所定の開発費（1 号）又は開発費（2 号）に該当すると主張する。

しかしながら、繰延資産に係る規定は、必要経費の性格を有する費用について、収入金額が発生する事業年度とは異なる事業年度において事業所得の計算上必要経費に算入することを是認することを定めたものにすぎないところ、原判決を引用して説示したとおり、本件支払額は、そもそも必要経費の性格を有する費用であると認めることができない。

X の上記主張は、その前提を欠いており、採用することができない。

V 検討

1. 教育・研修の費用の必要経費該当性の議論の深淵

学費も含め教育・研修の費用の必要経費該当性の射程が不明瞭になっているという問題がある。例えば、「一般的に、個人事業主がその職業上の必要から研修等を受けるために要した費用などは、必要経費として認められることが多い。それに対して、学位や資格を得た

場合に要した費用については、当該事業において客観的にも有益であったとしても、その主たる目的が新しい地位や資格を得るための教育費であるとして、必要経費に算入しない家事関連費とされ、必要経費とは認められていない。しかし、それでは、学位や資格を得ない程度に（または学位や資格が得られなかったものの）同様の教育を研修として受けた場合には、その費用は必要経費として認められるのか、それとも、一定の教育機関で教育を受けること自体が、研修とは異なるもので、必要経費に該当しないという区分がされるのかという疑問が生じる。」⁴と指摘がある。

また、「経理事務をする必要から簿記 3 級の講座に通った場合に必要経費にならないかについては議論が起きよう」⁵とされ、「一身専属的な資格取得の学費か否かといった観点を基準にするのは無理がある」⁶との指摘がある。

これらの指摘は、学位や資格取得（特に、一身専属的である業務独占資格の取得）の必要経費の不算入となる支出とそれ以外の必要経費となる支出の境界が非常に不鮮明になっていることに起因しているものと思われる。この点は、所得税法における家事費等のあいまいさから起因する問題であり、所得税法としては家事費等と必要経費の識別の問題として検討され、本件もこの議論となっている。

そして、この問題の深淵には、個人における資格取得等の研鑽が、将来の収入の増加に起因する要素にはなり得るが必ずしも増加するは限らないこと、増加するとしてもいつ増加するかも分からないこと、増加した時にどの所得を増加させるかも分からないこと、がある。また、自己の研鑽として教育は小学校でも行われており、このような学校教育も必要経費の対象と考えるのか、学校教育のうち一定のもの（例えば、義務教育に関するもの）は必要経費から除外するのか、学校教育は必要経費から除外を基本とするが一定のもの（例えば、修士課程や博士課程のみ）のみ必要経費とするのか、学校教育は一律必要経費から除外するのか、等を検討する必要も生じる。この点は、学校教育とそれ以外のもの（塾や資格のための専門学校）で異なる取扱いをすべきかという問題にもなる⁷。

⁴ 武田涼子「個人が行う事業に関連して支払われた研修・教育費用の必要経費該当性～大阪高判令和 2 年 5 月 22 日を踏まえて～」税務事例研究 187 号（2022 年）27 頁。

⁵ 長島弘「個人の担税力を増加させるものは必要経費にならないとされた裁判例」税務事例 55 巻 3 号（2023 年）30 頁。

⁶ 長島・前掲注 5、40 頁。

⁷ ミロク情報サービスの判例研究会においては、終身である（一身専属的な地位である）資格の場合と終身ではない（期限の定めのある）資格の場合、事務所等の開業に必要な資格である場合と必要な資格ではない場合、事業者自身が資格の取得をする場合と事業者自身ではない（事務所の職員等の）場合、等の必要経費該当性の質問があった。これらの質問の背景には、必要経費該当性の判断基準の不明確さが存在するものと思われる。この判断基準の不明確さの背景には、資格取得等の経費の事業所得等との関連性の深さに関する直観と家事費及び家事関連費非該当性の立証の難しさのギャップが存在するように思われる。資格取得費等の必要経費該当性の問題の深淵には、一身専属的な地位等を必要経費として認めた場合にその範囲の拡大が相当大きくなる可能性があることへの懸念があるものと思われる。

このような問題は、デジタル化等が進み、「従前にもまして、新しい技術や知識を得る必要に迫られている事業も多い」⁸とされる中で、今後重要性が増していくことが予想されるものである。

2. 大阪地裁と大阪高裁の家事費等に関する差異

大阪高裁は、大阪地裁の判決文に一部修正を加え、補充主張に対する判断を追加する形式で判示しており、大阪地裁と大阪高裁で判断に大きな差異がない。とはいえ、詳細に確認すると、多少の差異⁹が見いだせるので、この指摘を行っておく。

大阪地裁では、「個人は、事業による所得の獲得活動のみならず私的な消費活動も行っているところ、当該消費活動に係る支出のうち家事費等は、原則として、個人の担税力を増加させる利得である所得の享受や処分にほかならず、所得を得るために必要な支出ではないため、当該支出を必要経費として控除すべきではない一方で、家事関連費の中には、所得を得るために支出される費用であって、個人の担税力を増加させるものではないため、当該支出を必要経費として控除すべきものがあることから、必要経費に算入すべき費用の範囲について、家事費等という観点から確認的に明記する趣旨のものであると解さ」れると判示されていたが、大阪高裁はこの部分を削除している。そして、大阪高裁では、「純粹に私生活上の消費のために支出された家事費については、事業所得を生ずべき業務のための必要経費と観念することができないことから、一律に必要経費に算入することができないものとする一方で、家事関連費については、①その主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合には、当該部分に係る経費を必要経費に算入できるものとし、②青色申告者については、その主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であるかどうかを問うことなく、取引の記録等に基づいて事業所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分に係るものに限って必要経費に算入することができるものとして、公平な課税がされるように配慮したものと解するのが相当である。」と追加している。

⁸ 武田・前掲注 4、27 頁。

⁹ 他にも、大阪地裁では、所得税法 37 条 1 項の説明において、「所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用」を「個別対応の費用」、「販売費、一般管理費その他所得を生ずべき業務について生じた費用」を「期間対応の費用」と表記していた。大阪高裁では、「個別対応の費用」を「前段の経費」、「期間対応の費用」を「後段の経費」と表記を変更している。

この点は、判決では明らかではないが、課税庁による補充主張において、「期間対応の費用（控訴人がいう『一般対応の費用』と同義）」とされるように、当事者間で用語の表記に不一致が生じていたものを調整したものと推測される。おそらく、X の主張では、東京高裁平成 24 年 9 月 19 日判決の判断を用いた指摘をしているためこの判決の表現と合わせた、または、仮にその年度の必要経費に算入できないとしても繰延資産として計上して、その後に繰延資産の償却費として各年度の必要経費として算入する主張を行うために期間という表記を避けた、等の理由があるのではないかと思われる。

大阪地裁では、家事費等（家事費及び家事関連費）を「個人の担税力を増加させる利得である所得の享受や処分」とし、家事関連費の中には「個人の担税力を増加させるものではないため、当該支出を必要経費として控除すべきものがある」としていた¹⁰のに対し、大阪高裁では、家事費を「純粋に私生活上の消費のために支出された」ものであり「事業所得を生ずべき業務のための必要経費と観念することができない」とし、家事関連費については「業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合」と「青色申告者については、…（中略）…取引の記録等に基づいて…（中略）…業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分」については、必要経費に算入する取扱いとされるものとしている。つまり、大阪高裁では、個人の担税力に基づく解釈から、事業との関連性や業務遂行上の必要性（記録等により明らかにされる部分を含む）による解釈に変更している。

所得税法上、必要経費を控除する意義として、「所得を『担税力を増加させる利得に当たる部分』に限る」¹¹との考えがある。大阪地裁の判示は、このような考え方となじむものであるが、「このような考え方をそのまま所得税法に持ち込むことは困難」¹²という問題があるとされ、「消費とそうでないかの境界を明確に区分することは容易ではありません」¹³や「『その所得（例、事業所得）の必要経費』にあたるかどうかという点から、判断される必要があります」¹⁴との指摘がある。この観点からは、事業との関連性や業務遂行上の必要性から判断するとする大阪高裁の方が明快である¹⁵。

¹⁰ 大阪地裁では、「利得を獲得する能力である人的資本の価値増加については、これを所得に含めるものではない。」との記述もあったが、大阪高裁ではこの部分を削除している。

¹¹ 佐藤英明『スタンダード所得税法第3版』（弘文堂、2022年）280頁。

¹² 佐藤・同上。

¹³ 佐藤・同上。

¹⁴ 佐藤・同上。

¹⁵ ただし、この考え方は、大阪高裁の理由附記に関する「家事費等（家事費及び家事関連費）については具体的な定義が定められているわけではなく、家事費に該当するか家事関連費に該当するかについては明瞭な区別をつけにくいところがあるし、家事費に該当するかどうかの判断に当たっては、事業との関連性や業務遂行上の必要性を含め、個々の家事関連費が必要経費に算入し得るための要件を充足しているかどうかに関する判断要素を踏まえた検討が求められることになると考えられる。そうすると、本件支払額について、家事費に該当することを理由に必要経費に算入されないと説明するか、事業との関連性や業務遂行上の必要性を満たさず、家事関連費に該当するとしても必要経費に算入することはできないと説明するかによって理由付けに本質的な違いがあるとはいえない」という判断につながるものと思われる。しかし、大阪高裁では家事費と家事関連費とで必要経費との区分について異なる説明を要する説明法を用いており、必要経費にならないのであれば「本質的な違い」にはならないという論理の立て方に疑問が残る。また、この点につき、「課税要件を定めた所得税法の規定振りは、原則を定めた必要経費の総則規定の『別段の定め』として必要経費不算入の例外規定があると読むのが自然である」（木山泰嗣「柔道整復師の資格取得のために納入した学費について必要経費の算入が認められなかった事例」税経通信 77 卷 4 号（2022 年）141 頁）との指摘がある。

また、大阪地裁は、「人的資本の価値増加は所得を構成すべきであるがこれを所得に算入していない以上、必要経費にする必要もない」¹⁶という考え方であったと思われるが、大阪高裁では家事費であれば必要経費に算入されず、家事関連費であれば一定の場合を除き必要経費に算入されない、という説明に置き換えている。

この説明は、大阪地裁の判断と比較して、文理的にも明快である。この考えに基づき、「本件接骨院を経営するために控訴人が免許を取得することが必須ではないことを考え合わせれば、本件支払額の全額を必要経費に算入することができるとは認められない」とすることで、本件支払額を家事費または家事関連費のいずれかに該当との認定をしている。

この認定により、（家事費であれば必要経費算入の余地はなく）家事関連費であれば、举证責任が納税者に転換されるが、この举证に関し「具体的な主張立証をしていない」との判断としている。

なお、ここで举证すべきものとして、大阪高裁では「本件接骨院に係る業務の遂行上必要である部分を明らかに区分することができること及びその金額、又は取引の記録等に基づいて本件接骨院に係る業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分があること及びその金額」のいずれかが必要であるとしている。しかし、既に開設している接骨院に有用であることが明らかな資格取得費であっても「業務上必要」又は「業務上直接必要」ではないと認定されるのであれば、举证が非常に困難になっていると思われる¹⁷。

3. 学費等の必要経費該当性に関する先行事案からの検討

学費等の必要経費の該当性を争った先行事案は、本件との類似性があるので整理しておく。支出した学費等が争われた事案として、国税不服審判所平成 13 年 9 月 27 日裁決（TAINS：F0-1-152）（歯科医業を営む請求人の大学の特別研究生として支出した学費）、国税不服審判所平成 15 年 10 月 27 日裁決（裁決事例集 66 集 120 頁）（弁護士業を営む請求人が支出した大学院の授業料等）、国税不服審判所平成 27 年 4 月 24 日裁決（TAINS：F0-1-583）（旅館業及び不動産貸付業を営む請求人の宅地建物取引業者の免許取得等の費用）がある。これらの事案では、いずれの学費等も必要経費とは認められなかった。

これらの裁決につき、平成 13 年裁決と平成 15 年裁決は、「業務関連性はあるものの直接性がないことから家事関連費とした上で、所得税法施行令の定め…（中略）…に該当しないとして排斥」¹⁸したとし、平成 27 年裁決は、「『業務に間接的に有効、有用であっても、そ

¹⁶ 長島・前掲注 5、38 頁。なお、大阪地裁の考え方について、「教育費を必要経費に算入しないための論理を一般化しようとした結果出てきた表現と思われるが、無理な論理となったものといえよう」（39 頁）と指摘している。

¹⁷ このため、X の補充的主張において、「必要経費の意義に関し『事業遂行上直接間接に必要な諸費用に及び、その必要性も不可欠ないし適切なものに限らず有益なもの』も含むとの有力な解釈」との主張を行い、家事関連費に該当させない議論を展開させようとしたものと思われる。

¹⁸ 長島・前掲注 5、37 頁。

の主たる目的は、新しい地位や職業を獲得するための教育費であり、所得税法第 45 条第 1 項第 1 号に規定する家事費に該当する』として、家事関連費であることも否定¹⁹したとの指摘がある。

なお、このような差異が生じた背景には、東京高裁平成 24 年 9 月 19 日判決（税資 262 号順号 12040）²⁰において、所得税法 37 条の必要経費該当性の判断について「直接性を要しないと判示された影響が見て取れる」²¹とされる。

この点に関し、大阪高裁では、後段の経費について直接性²²を要求していないという点で平成 27 年裁決と同様東京高裁平成 24 年判決の影響を受けていると思われる。なお、大阪高裁では、直接性に関わらず、事業との関連性や業務遂行上の必要性から判断を行っており、実質的に家事関連費の該当性として検討されている。

4. 個別の論点の検討

(1) 通常の学費の必要経費該当性に関する検討

学費の取扱いにつき、「通常の学費が必要経費にならないのは、法 37 条 1 項…（中略）…の文理から来る。ここには販売費、一般管理費等については、その年におけるその年の（ママ）所得を生ずべき業務について生じた費用という限定が付されている。この点から所得を生じるようになる前の費用である一般的な学費は必要経費とはならないことになる」²³との見解がある。この点につき、本件は現に生じている所得に関する資格であると考えれば、所得税法 37 条 1 項の文理からは否認できないという論理である。

しかし、この見解については、いくつか検討すべき問題がある。この見解とは別に、「個人に帰属する一身専属権であるものは、その事業ではなくその資格を有することをもって給与所得等を得ることも可能である点等を理由として、必要経費該当性を否定する見解」²⁴がある。大阪高裁でも、柔道整復師の取得により「給与収入を得ることなどができる地位を得たものと考えられ」とされ、将来に給与所得等を生じる可能性が示されている。確かに、

¹⁹ 長島・前掲注 5、37 頁。

²⁰ この事案では、弁護士業を営む原告・控訴人の仙台弁護士会会長等の活動にあたって支出した懇親会費や選挙立候補費用等の必要経費該当性が争われ、「ある支出が業務の遂行上必要なものであれば、その業務と関連するものでもあるというべきである。それにもかかわらず、これに加えて、事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらず、『直接』という文言の意味も必ずしも明らかではない」として、支出の一部を必要経費と認めた事案である。

²¹ 長島・前掲注 5、38 頁。

²² 直接性については、「直接の関連が必要と明示的に言うか言わざるかを問わず、事業所得においても、当該事業に係る具体的な業務についてその費用の支出が社会的にも必要と認められるかということが問題になるものであることから、その範囲で事業との関連性があることを程度問題として要求しているに過ぎないと解される」武田・前掲注 4、30 頁との意見がある。

²³ 長島・前掲注 5、39 頁。

²⁴ 長島・同上。

一身専属権であるものは、将来において事業所得以外の収入に結び付くことも考えられる。しかし、現時点（期間税である所得税を考慮すれば 12 月 31 日まで）で、事業所得の収入に貢献しないことが明らかである場合や事業所得以外の収入の貢献することが明らかな場合でもなければ、事業所得の必要性費該当性を排除する必要はないだろう²⁵。

また、所得税法 37 条 1 項の「その年における…（中略）…所得を生ずべき業務について生じた費用」を上記のように捉えた場合、繰延資産の計上は認められないことになる。「所得を生じるようになる前の費用」ではなく、上記の記述は「所得を生じるようになる前の支出」とすべきであり、過去の支出の効果が将来の期間となる当期の所得に生じているのであれば、支出時に繰延資産等に計上した上で、当期に対応する過去の支出を当期の費用として認めるべきとなるはずである。このように考えると、通常の学費も家事費等の要件を充足できれば必要経費に算入される余地はあることになる。

（2）特定支出控除との整合性

特定支出控除では、職務の遂行に直接必要な資格取得費も含まれており、弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費も特定支出の対象とされている。このため、「給与所得においては、かかる業務独占資格を取得するための支出が、一定の要件の下で、当該支出につき特定支出控除が認められることに対して、事業所得において、同様の支出を必要経費に該当しないものとするのは不合理」²⁶という問題が生じる。

この点につき、「給与所得における特定支出控除の制度が、事業所得における必要経費の概念とは異なる」²⁷ことや「選択による一般的な実額控除への過渡的な制度として位置づけられるべきもの」²⁸であり「一般的な実額経費控除の代わりに特定支出の控除のみを認めることは、事業所得との関係で不合理な差別を構成するものではないと解すべき」²⁹とされ、大阪高裁でも特定支出控除に業務独占資格を含めたからといって当該支出額が事業所得の必要経費に該当するとはできない判断となっている。

²⁵ 立法論としての提案を含む必要があるかもしれない（本稿「おわりに」参照）が、将来の事業所得の収入に貢献するのであれば、当期の必要経費ではなく、当期は繰延資産として計上し、各期の必要経費にすることが妥当である。そして、繰延資産は、支出の効果の及ぶ期間で按分することが理論的ではあるが、開業費や開発費は 5 年とされ（所令 137 ①一）、その他について通達で償却期間が詳細に定められている（所基通 50-3）。資格取得費も償却期間を定め、この期間内に事業所得の収入に貢献しないことが明らかな事実があれば、事業所得に貢献しない部分を算定し、これ以外は事業所得の必要経費に算入することが望ましいと考えられる。なお、森信茂樹「人的資本蓄積と税制」租税研究 645 号（2003 年）では、将来にわたり徐々に費用化すべきとし、知的資産の陳腐化は早いため、教育終了後 3 年程度で費用化する提案がなされている。

²⁶ 武田・前掲注 4、37 頁。

²⁷ 武田・同上。

²⁸ 金子宏『租税法 24 版』（弘文堂、2021 年）258 頁。

²⁹ 金子宏・同上。

一方で、「必要経費該当性は、当該事業所得者の業務にとって有益な支出といえるかをみえればよいはずである。その必要性の立証を事業所得者に厳格に求め、立証なき限り否定されとなれば、給与所得規定との不均衡が生じる」³⁰との指摘もある。また、所得区分の違いにより必要経費の範囲が異なるとなれば、差額概念である所得概念にゆがみを生じかねないという問題が内在していることは間違いなく、特定支出控除が過渡的な制度と位置づけられるとしても、この取扱いと平仄を合わせる方法もあり得るものとする。

（3）繰延資産該当性に関する検討

繰延資産該当性については、「繰延資産に係る規定は、必要経費の性格を有する費用」が前提とする大阪高裁の判示は妥当であり、大阪高裁が本件支払額は必要経費に該当しないと判示をしたという条件下では繰延資産の該当性を議論する余地はない。

ただし、所得税基本通達 50-6 では、「繰延資産となるべき費用を支出した場合において、当該費用が固定資産を利用するためのものであり、かつ、当該固定資産の建設等に着手されていないときは、その固定資産の建設等に着手した時から償却する。」としており、所得税法の取扱いとしては、支出のみではなく、建設等の着手をまって償却することとしている。このように、支出した段階では必要経費に該当しないものでも、将来の必要経費に該当すれば「必要経費の性格を有する費用」との解釈は可能であろう。

また、大阪高裁の判示において、「本件支払額は、X が 3 年制の課程を修了した後の平成 28 年以降に免許を取得して柔道整復を業として行うためのものであって、本件各年当時において、前記の形態の事業による収入の維持又は増加をもたらす効果を有するものではない。」とするが、この点にも疑問がある。本件の事実関係は明らかではないが、一般的に、資格を有する人材を確保することは難しいことが想定される。場合によっては、資格を有する人材の確保が難しく一時的に相場より高い金額でも雇用せざるを得ないことも考えられ、経営上のリスクとなる。このような経営上のリスクを回避するため、自身が資格を取得することは、収入の維持又は増加をもたらす効果を有するものと判断できる場合もあり得ると思われる。

さらに、大阪高裁は、「控訴人は柔道整復に係る業務独占資格を期間の限定なく獲得したものであり、繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間を具体的に特定することが困難である。」とするが、繰延資産の支出の効果の及ぶ期間は将来に及ぶ事象であり、具体的に特定することが困難であることが一般的であると思われる。このため、通達（所基通 50-3）により償却期間を定める運用を行っているものと思われ、本件支払額に関する支出の効果の及ぶ期間の特定が困難であることをもって繰延資産の非該当の根拠とするのは失当であると思われる。

なお、本件支払額の効果は、免許取得後に生じるものと思われるので、繰延資産に該当す

³⁰ 木山・前掲注 15、142 頁。

るとしても償却費を計上すべきではないとも考えられるため、本件の課税処分としては適切であったという結論になる。本件の課税処分に誤りがあるするのであれば、繰延資産該当性に加え、本件の期間において償却費が生じることも示す必要がある。この場合には、免許取得前にも技術の向上等が存在し、収入の増加をもたらしている等の事実を示す必要があると思われる。

このように繰延資産該当性については、本件課税処分の適正性を示すためには繰延資産該当性に加え、償却費の期間帰属の問題も考慮する必要がある。このように考えるのであれば、大阪高裁は、無理な論理を交えて繰延資産該当性を否定する必要はなかったものと思われる。

VI おわりに

はじめにで示したように、フリーランスの取扱いや副業・兼業の促進が行われている。このような社会的な変化の中で、所得区分のあり方や必要経費と家事費等の区分に関する再検討が必要な時期に来ているように思われる。

また、所得税法においても、特定支出控除となる職務に直接必要な資格を取得するための支出につき、平成 24 年改正により税理士等の業務独占資格の資格取得費も含まれることとなる改正が行われていることも考慮すれば、事業所得における資格取得費等の取扱いも再度検討し直すべき時期にしているとも考えられる。

大阪高裁が示すように、特定支出控除は給与所得に関する取扱いであり、給与所得控除との関係も考える必要があるため、安易に事業所得の必要経費の議論と結びつけることはできないと思われる。しかし、資格取得は将来の何らかの所得の生成に貢献することは明らかであり、何らかの必要経費となる可能性がある。確かに、将来に給与所得しか生じない場合に、給与所得控除³¹に内包される要素との重複が問題となり得る。この問題については、将来に事業所得等が生じた場合に必要経費として認める（繰延資産として計上し、事業所得等が生じてから償却を開始する³²）という方法もある。税制が有する期間の制約（帳簿の保存期間等）を考えると、支出から一定期間内に事業所得等が生じた場合のみこの取扱いを認める等の取扱いが必要になると思われるが、適正な課税所得という観点からはこのような取扱いを明確化する立法論的な解決方法も検討の余地があるものと思われる。

³¹ 給与所得控除の性格をどのように捉えるかにより可変的な議論となると思われるが、給与所得控除が他所得との調整等以外にも実額控除の性格が含まれるとすれば、重複の問題が生じうるという視点で記載している。

³² この立法論的な議論では、将来に所得を生成等にも貢献するものを（所得が生じた期間の）必要経費と認めることを前提とする議論であり、資格取得のための支出は（将来の所得に対する）必要経費であり、繰延資産（所法 2①二十）に該当するものとして考えている。